

老人保健施設ふれんず通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団まりふ会が開設する老人保健施設ふれんずにおいて実施する通所リハビリテーション（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 老人保健施設ふれんず
- (2) 開設年月日 平成10年7月1日
- (3) 所在地 山口県岩国市今津町1丁目11-23
- (4) 電話番号 0827-21-5150 FAX番号0827-21-5133
- (5) 管理者名 森脇征子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3550880029号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人(老人保健施設と兼務) |
| (3) 看護職員・介護職員 | 8人以上 |
| (4) 支援相談員 | 1人以上 |
| (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき与薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間・休日)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間・休日は以下のとおりとする。

- (1) 年末年始を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。
3階(サービス提供時間 9時15分から15時30分)
2階 午前(サービス提供時間 9時00分から11時15分)
2階 午後(サービス提供時間 13時30分から15時45分)
- (3) 休日は日曜日、年末年始、日米親善デーとする。

(利用定員)

第8条 3階、通所リハビリテーションの利用定員数は65人とする。

2階、短時間通所リハビリテーションの利用定員数は午前、午後それぞれ15人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別紙に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

旧岩国市（離島を除く。）

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者が事業所のサービスを受ける際には、利用者が留意すべき事項を約款及び重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、避難・救出・夜間想定を含め、必要な訓練を年 2 回以上実施する。消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(業務継続計画)

第 14 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。業務継続計画は職員へ周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(職員の服務規律)

第 15 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団まりふ会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 19 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を

適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(身体拘束廃止)

第20条 当事業所では、身体拘束廃止に向けた取組みを身体拘束廃止委員会を中心に行う。

(安全対策)

第21条 当事業所では、安全管理体制への取組みをリスクマネジメント(事故防止対策・安全管理)委員会を中心に行い、介護・医療事故を防止する体制を整備する。

(感染対策)

第22条 当事業所では、感染予防及びまん延の防止に向けた取組みを感染対策委員会を中心に行う。

(褥瘡対策)

第23条 当事業所では、褥瘡予防及び改善に向けた取組みを褥瘡対策委員会を中心に行う。

(虐待防止)

第24条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント対策)

第25条 当事業所では、適切な介護の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は立場を背景とした言動を防止し、就業環境が害される事を防止する為の措置を講じる。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第26条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処

理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団まりふ会老人保健施設ふれんずの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 19 年 9 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 19 年 11 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 19 年 12 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 20 年 3 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 21 年 7 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 21 年 8 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 22 年 1 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 22 年 9 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 23 年 7 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 26 年 3 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 27 年 4 月 21 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 27 年 5 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和 2 年 2 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和 7 年 7 月 1 日より施行する。(一部改正)
この運営規程は、令和 8 年 1 月 1 日より施行する。(一部改正)

<別紙>

通所リハビリテーション利用料金
(令和8年1月1日現在)

(1) 基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。

利用時間	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	要介護1	357円	714円	1,071円
	要介護2	388円	776円	1,164円
	要介護3	415円	830円	1,245円
	要介護4	445円	890円	1,335円
	要介護5	475円	950円	1,425円
2時間以上 3時間未満	要介護1	372円	744円	1,116円
	要介護2	427円	854円	1,281円
	要介護3	482円	964円	1,446円
	要介護4	536円	1,072円	1,608円
	要介護5	591円	1,182円	1,773円
3時間以上 4時間未満	要介護1	470円	940円	1,410円
	要介護2	547円	1,094円	1,641円
	要介護3	623円	1,246円	1,869円
	要介護4	719円	1,438円	2,157円
	要介護5	816円	1,632円	2,448円
4時間以上 5時間未満	要介護1	525円	1,050円	1,575円
	要介護2	611円	1,222円	1,833円
	要介護3	696円	1,392円	2,088円
	要介護4	805円	1,610円	2,415円
	要介護5	912円	1,824円	2,736円
5時間以上 6時間未満	要介護1	584円	1,168円	1,752円
	要介護2	692円	1,384円	2,076円
	要介護3	800円	1,600円	2,400円
	要介護4	929円	1,858円	2,787円
	要介護5	1,053円	2,106円	3,159円
6時間以上 7時間未満	要介護1	675円	1,350円	2,025円
	要介護2	802円	1,604円	2,406円
	要介護3	926円	1,852円	2,778円
	要介護4	1,077円	2,154円	3,231円
	要介護5	1,224円	2,448円	3,672円

7時間以上 8時間未満	要介護1	714円	1,428円	2,142円
	要介護2	847円	1,694円	2,541円
	要介護3	983円	1,966円	2,949円
	要介護4	1,140円	2,280円	3,420円
	要介護5	1,300円	2,600円	3,900円

(2) 加算

下記、利用料金は1割負担の場合です。負担割合により表示金額の倍数になります。

加算項目	金額 (1割負担)	内容等
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	所定単位数の3%	感染症又は災害の発生により、当該月の利用者数が、前年度における月平均の利用者数よりも5%で減少している場合。
理学療法士等体制強化加算	30円/日	リハビリ専門職の配置体制を強化しており、1時間以上2時間未満のサービスを提供した場合。
リハビリテーション提供体制加算1	12円/回	リハビリ専門職を基準より多く配置し、3時間以上4時間未満のサービスを提供した場合。
リハビリテーション提供体制加算2	16円/回	リハビリ専門職を基準より多く配置し、4時間以上5時間未満のサービスを提供した場合。
リハビリテーション提供体制加算3	20円/回	リハビリ専門職を基準より多く配置し、5時間以上6時間未満のサービスを提供した場合。
リハビリテーション提供体制加算4	24円/回	リハビリ専門職を基準より多く配置し、6時間以上7時間未満のサービスを提供した場合。
リハビリテーション提供体制加算5	28円/回	リハビリ専門職を基準より多く配置し、7時間以上のサービスを提供した場合。
入浴介助加算Ⅰ	40円/日	入浴介助を提供した場合。
入浴介助加算Ⅱ	60円/日	身体状況や自宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画に基づき、入浴介助を提供した場合。
リハビリテーションマネジメント加算イ	【6月以内】 560円/月 【6月超】 240円/月	利用者様の状態や生活環境などを把握し、計画作成、実施、評価等を行うことでリハビリテーションの質を管理しており、リハビリテーションに関する会議を定期的に行い関係者に状況を共有している場合。
リハビリテーションマネジメント加算ロ	【6月以内】 593円/月 【6月超】 273円/月	利用者様の状態や生活環境などを把握し、計画作成、実施、評価等を行うことでリハビリテーションの質を管理しており、リハビリテーションに関する会議を定期的に行い関係者に状況を共有している場合。かつ、計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、分析されたデータ等必要な情報を活用している場合。
リハビリテーションマネジメント加算ハ	【6月以内】 793円/月 【6月超】 473円/月	加算ロの要件を満たし、リハビリテーション・口腔・栄養の情報を関係職種間で一体的に共有し、計画の必要な見直しを行い、その内容を共有している場合。かつ、計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、分析されたデータ等必要な情報を活用している場合。

事業所の医師が利用者等に説明し、利用者等の同意を得た場合(リハビリテーションマネジメント加算4)	270 円/月	リハビリテーションマネジメント加算イ、ロ又はハの要件を満たし、かつ計画等について事業所の医師が利用者様等に説明し、利用者様の同意を得た場合。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 円/日	退院(所)日または認定日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240 円/日	認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した方に、退院(所)日または通所開始日から3月以内に集中的にリハビリテーションを実施した場合。週2日限度。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1,920 円/月	認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した方に、退院(所)日または通所開始月から3月以内(1月4回以上)集中的にリハビリテーションを実施した場合。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250 円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び計画を定めてリハビリテーションを提供し、定期的に居宅での生活行為に関する評価を実施している場合。6月以内。
若年性認知症利用者受入加算	60 円/日	若年性認知症の利用者様ごとに個別の担当者を定め、サービスを行った場合。
栄養アセスメント加算	50 円/月	管理栄養士を含む多職種で利用者様ごとの栄養に関する情報を収集・分析し、その結果を利用者様等に説明し、必要に応じ、相談等に対応している場合。かつ栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、分析されたデータ等必要な情報を活用している場合。
栄養改善加算	200 円/回	管理栄養士を含む多職種で利用者様ごとの栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行っている場合。月2回限度。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 円/回	定期的に口腔の健康状態及び栄養状態を確認しケアマネジャーに情報提供している場合。6月に1回を限度。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5 円/回	栄養改善サービスや口腔機能向上サービスを提供しており、定期的に口腔の健康状態または栄養状態を確認しケアマネジャーに情報提供している場合。6月に1回を限度。
口腔機能向上加算Ⅰ	150 円/回	口腔機能改善のための計画に基づき口腔機能に関する指導や評価等を行っている場合。月2回限度。
口腔機能向上加算Ⅱイ	155 円/回	Ⅰの取組に加え、計画等の内容の情報を厚生労働省に提出し、分析されたデータ等必要な情報を活用しており、かつリハビリテーションマネジメント加算ハを算定している場合。月2回限度。
口腔機能向上加算Ⅱロ	160 円/回	Ⅰの取組に加え、計画等の内容の情報を厚生労働省に提出し、分析されたデータ等必要な情報を活用しており、かつリハビリテーションマネジメント加算ハを算定していない場合。
重度療養管理加算	100 円/日	医学的管理が必要な利用者様に計画的な医学的管理のもと、サービスを提供した場合。 (要介護3、要介護4又は要介護5の方)

中重度者ケア体制加算	20 円/日	中重度の要介護者を受け入れる体制を確保しており、要介護 3 以上の利用者が 30% 以上の場合。
科学的介護推進体制加算	40 円/月	利用者様ごとの心身の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出し、分析されたデータ等必要な情報を活用している場合。
事業所が送迎を行わない場合	-47 円 /片道	事業所が送迎を行わない場合、減算する。
退院時共同指導加算	600 円/回	入院中の方の退院前カンファレンスに参加し、病院または診療所と共同して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を行い、その内容を反映させた計画を作成し、サービスを提供した場合。退院につき 1 回。
サービス提供体制加算 I	22 円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 70% 以上、または介護職員の総数のうち勤続年数 10 年以上の介護福祉士の割合が 25% 以上。
サービス提供体制加算 II	18 円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 50% 以上。
サービス提供体制加算 III	6 円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 40% 以上、または介護職員の総数のうち勤続年数 7 年以上の者の割合が 30% 以上。
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の 8.6%	介護現場で働く人材の待遇を改善するための制度。事業所がキャリアアップ支援や職場環境の改善など、職員の働きやすさを向上させる取組を行っている場合、その支援や改善内容によって定められた区分に基づき加算する。
介護職員等処遇改善加算 II	所定単位数の 8.3%	
介護職員等処遇改善加算 III	所定単位数の 6.6%	
介護職員等処遇改善加算 IV	所定単位数の 5.3%	

(3) その他の料金

	項目	金額	備考
食費	昼食代	800 円/回	利用時間帯によっては食事の提供ができないことがあります。
	食事キャンセル料 (準備済のため)	800 円/回	利用予定日の前日 15 時までにご連絡があればキャンセル料は発生しません。
飲み物	飲み物代	110/日 上限 1,100 円 /月	ショートタイムデイケアのみの料金です。給茶機の水を利用される方、飲み物をご持参される方には、飲み物代はかかりません。
オムツ	リハビリパンツ M	150 円/枚	
	リハビリパンツ L	160 円/枚	
	リハビリパンツ LL	170 円/枚	
	かんたん装着パット	50 円/枚	
	テープ止めオムツ	150 円/枚	
その他	材料費	実費	任意で参加できる活動の材料費です。 (例: 手芸、フラワーアレンジメント等)
	散髪代	1,500 円/回	美容師さんへお支払いします。